

## 令和6年度の内部通報の運用状況について

### 1 行政監察員の設置状況

日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例第 12 条の規定に基づき、行政監察員 1 名を配置している。（金田真明氏（弁護士））

行政監察委員の職務は次のとおり。

- (1) 内部通報に係る受付、調査、調査結果の通知及び是正措置の勧告に関すること。
- (2) 不利益取扱いの申出に係る受付、調査、調査結果の通知及び是正措置の勧告に関すること。
- (3) 内部通報及び不利益取扱いの申出に関する事前相談に関すること。
- (4) 市長が是正措置を講じないとき若しくは是正措置を講じた場合の報告又は公表を行わない場合のその旨の公表に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

### 2 通報の状況（令和 6 年度）

（令和 7 年 3 月 3 1 日現在）（単位：件）

| 通報件数  | 受理件数 | 調査状況 |       | 取下げ件数 |
|-------|------|------|-------|-------|
|       |      | 実施中  | 実施済   |       |
| 1(※1) | 1    | 0    | 1(※2) | 0     |

※ 1 令和 6 年度における不利益取扱いの申出はありません。

※ 2 調査実施済件数 1 件は、当該調査により通報対象事実が確認されたものとなります。

### 3 通報案件の概要（令和 6 年度）

| 通報案件の概要                                                                                                                                    | 調査等の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 通報者は採用後、先輩職員からパワハラ行為を受けた。また、職務限定職種にて採用されたにもかかわらず、当該職種の業務（以下「限定業務」という。）への従事を禁止され助手業務を行うよう言われた。さらに、限定業務とは別の勤務場所や、職務限定職種としての契約ではなく、助手としての再雇用を | <p><b>通報受理：</b>令和 6 年 9 月 2 4 日</p> <p><b>調査期間：</b>令和 6 年 9 月 6 日から令和 6 年 1 2 月 1 7 日まで</p> <p><b>調査方法：</b>関係者からの事情聴取、関係資料等の調査</p> <p><b>調査結果：</b>令和 6 年 1 2 月 1 7 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>先輩職員 A から通報者への発言や指導についてパワハラ行為は認められず、違法性等も認められない。</li> <li>係長職の職員 B が上司である課長職の職員 C（いずれも通報者に関する人事異動及び勤務変更の承認権限のないもの）に相談のうえ、通報者に限定業務を禁止し、助手業務のみを行わせたことは事実である。また、助手業務を行う期間及び限定業務への復帰時期等について、通報者に対して示されなかった。このような対応は、職務限定合意に反するものであり、違法である（正式に辞令として助手業</li> </ul> |

示唆されるなどした。

通報者は退職が決ま  
っており、通報対象事実  
の有無の調査の結果、違  
法であれば今後是正が  
なされることを希望す  
るもの。

務への配転が命じられた事実はないが、事実上の配置転  
換と等しい状況にあり、人事権の行使と評価される。）。

- ・ 職員 B の「職務限定職種としての契約は不可能」という発  
言については、客観的資料がなく事実認定することはで  
きない。
- ・ 勤務場所変更については、実際には変更に至らなかった  
ものの、職員 B が発言として行ったことは認めている。  
（この発言のみで違法とはならないが、上記職務限定合  
意に反する）一連の対応は違法である。

**是正勧告：**・ 通報者は、既に退職しており、当該限定業務に復帰  
させるという措置などは取ることが出来ない。

- ・ 職務分掌の不明確さを解消するとともに、今回関与  
した職員 B 及び職員 C に対して厳重注意を行うとと  
もに、今後、管理職に対するコンプライアンス研修  
や、法令上の問題が生じうる場合には、弁護士・法  
務担当部署への相談が円滑にできるよう組織体制の  
構築が必要であると考える。

**是正措置：**・ コンプライアンス研修については、既に職場内にて  
動画研修を実施しているが、職務分掌や管理職向け  
の内容を入れる等ブラッシュアップしながら今後  
も継続して実施し、法令順守に対する意識付けを行  
っていく。

- ・ 法律相談についても、ハラスメント相談同様既に職  
員が秘匿に提携弁護士へ相談ができる体制を整え  
ているが、これまで以上に職員への周知を徹底して  
行っていく。

**是正措置の公表：**令和 7 年 4 月 2 日